

市有財産賃貸借契約書（案）

糸魚川市（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）との間に次の条項により、市有財産賃貸借契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲、乙両者は、信義を重んじ誠実にこの契約を履行しなければならない。

（貸付物件）

第2条 貸付物件は、次のとおりとする。

財産の名称	所在地	貸付箇所	貸付面積	台数
青海生涯学習センター	糸魚川市 大字青海 4690	ホール内	1.5 m ² 幅 1.5m、奥行 1.0m	1 台

（使用目的）

第3条 乙は、貸付物件を自動販売機設置のため使用するものとし、その他の用途に使用してはならない。

（設置期間）

第4条 設置期間は、令和7年11月1日から令和12年10月31日までとする。

（賃貸料）

第5条 賃貸料は、年額_____円とし、乙は、甲が発行する納入通知書により、甲の指定する日までに支払うものとする。

ただし、貸付期間が1年に満たない場合は、日数に応じて日割り計算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とする。

（電気料）

第6条 乙は、この契約に基づき設置した自動販売機に、電気使用量を計測するためのメーターを設置するものとする。

2 甲は、前項のメーターにより毎月末に自動販売機にかかる電気使用量を計測し、施設の電気料単価に基づき、自動販売機にかかる電気料を計算するものとする。

3 乙は、前項の電気料について、甲が発行する納入通知書により、甲の指定する日までに支払うものとする。

（費用負担）

第7条 自動販売機の設置、前条第1項に定めるメーターの設置、維持管理及び撤去に要する費用は、乙の負担とする。ただし、撤去に要する費用については、第15条第2号の規定により撤去する場合は、この限りでない。

（契約不適合責任）

第8条 乙は、民法（明治29年法律第89号）、商法（明治32年法律第48号）その他法令及びこの契約の他の条項にかかわらず、貸付物件の種類、品質又は数量に関してこの契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完の請求、貸付料の減額の請求、損害賠償の請求又はこの契約の解除をすることができない。

（転貸等の禁止）

第9条 乙は、貸付物件を第三者に転貸し又は使用の権利を譲渡してはならない。

（管理義務）

第10条 乙は、貸付物件を善良なる管理者の注意をもって維持管理しなければならない。

(設置条件)

第 11 条 乙は、自動販売機の設置にあたり、別紙の設置条件を遵守しなければならない。

(商品の盗難又はき損)

第 12 条 甲は、設置された自動販売機、当該自動販売機で販売する商品若しくは当該自動販売機内の売上金又は釣銭の盗難及びき損について、甲の責に帰することが明らかな場合を除き、その責を負わない。

(滅失又はき損の通知)

第 13 条 乙は、貸付物件の全部又は一部が滅失やき損した場合は、ただちに甲にその状況を通知しなければならない。

(使用上の損傷等)

第 14 条 乙は、その責に帰する事由により貸付物件を滅失又はき損した場合において甲が要求するときは、乙の負担において原状に復さなければならない。

(契約の解除)

第 15 条 甲は、次の各号の一に該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 乙がこの契約に定める義務を履行しないとき。
- (2) 甲において、公共用、公用、公益事業の用に供するため貸付物件を必要とするとき。
- (3) 乙の申し出により期間満了前に乙が第 3 条の用途を廃止し、貸付物件を甲に返還するとき。

(貸付物件の返還)

第 16 条 設置期間が満了した場合又は甲が前条の規定によりこの契約を解除した場合は、乙は、貸付物件を甲の指定する期日までに原状に復して甲に返還しなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第 17 条 乙は、貸付物件の設置期間が満了した場合又は第 15 条の規定によりこの契約を解除された場合において、貸付物件に投じた改良費等の有益費、修繕等の必要費及びその他の費用があってもこれを甲に請求できないものとする。

(契約の費用)

第 18 条 この契約締結に関し、必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

(疑義等の決定)

第 19 条 この契約について疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上決定する。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 7 年 月 日

甲 糸魚川市
代表者 糸魚川市長 久保田 郁夫

乙 住 所

氏 名